

## 提案書作成に係る質問の回答書

件名：令和7年度横浜市みんなのおでかけ交通事業の効果検証に係るデータ取得等業務委託

No.	質問	回答
1	提出書類のワーク・ライフバランスに関する取組等（様式8）に関して、弊社では連結親会社が申請し、該当するものがありますが、子会社個別での申請は行っておりません。基本的には各グループ会社は、親会社に準拠することで対応しておりますが、該当とみなすことはできますでしょうか。また、共同提案の場合の評価基準については、いずれか1社が条件を満たしていれば評価されるのか全ての共同事業者が満たしていないと評価されないのかどのようにご判断されるのでしょうか。	<p>原則、提案者が策定している計画、得ている認定について該当とします。</p> <p>連結親会社が申請している計画、認定に提案者が含まれていることがわかる書類を提出いただける場合は、該当の可否について審査します。</p> <p>共同提案の場合は、いずれか1社が条件を満たしていれば該当とします。</p>
2	ダッシュボード構築におけるTableauのライセンス費用に関しては、横浜市様が保有するライセンスを活用することができるといった理解でよろしいでしょうか。それとも新たに必要となりますでしょうか。	<p>本市はBIツールのライセンスを保有していません。</p> <p>BIツールの契約が必要な場合は、受託者が行うとともに、費用は提案の中に含めてください。</p>
3	車両には音声合成装置(放送装置)は設置されていますでしょうか。	音声合成装置は設置されていません。
4	データ取得に当たり、「ドライバーへの負担も最小限に留める」とありますが、ドライバーによる利用状況の記録は本業務開始後もこれまでどおり行われるのでしょうか。	<p>現在、ドライバーによる手計測の記録は、「利用者総量データ」のみ行っています。これまでどおり行われるかについては、提案いただくデータ取得方法により決まると考えています。</p> <p>「利用者総量データ」は、ドライバーの負担なしで、ほぼ全数取得できることが望ましく、その場合はドライバーによる記録が不要になるものと考えます。</p> <p>一方、提案される「利用者総量データ」の取得方法が、全数把握できず、補完策もない場合は、やむを得ず、これまでどおり手計測を継続することになります。</p>

5	「デジタルデバイド解消の観点から、利用者への負担は最小限に留める」とありますが、乗車・降車の際にQRコードをスキャナにかざす、スマホで乗車・降車ボタンを押下するという程度であれば許容範囲でしょうか。	データ取得方法における利用者の負担感は、「提案書評価基準の3 業務内容」のとおり、審査の対象となるため、許容範囲についてはお答えできません。
6	敬老パスの運用が開始されるとのことです、利用者が敬老パスをタッチするタイミングは乗車時のみでしょうか？降車時もタッチする運用となりますでしょうか？また、敬老パスの利用履歴を受託者側に提供いただくことは可能でしょうか。	敬老パスのタッチは、乗車時のみです。 敬老パスの利用履歴の提供には、利用目的や提供を希望する内容（範囲や付随する情報等）の確認が必要となるため、提供の可否について現時点では明言ができません。 このため、敬老パスの利用履歴の提供の可否や内容は、契約後、敬老パスの所管局（健康福祉局）との協議により決定されます。
7	ダッシュボード閲覧者は決定していますか。（例：貴市職員様のみ、運行事業者様も含む、運行地域の自治会役員様まで含む、など）	BIツールを利用して閲覧するのは、本市職員及び運行事業者です。 また、ダッシュボードの一部を地域の活動団体（地域公共交通の取組主体）へ、PDFまたは紙で提供を行うことを想定しています。 なお、将来的にはオープンデータ化も検討しています。
8	各地区における車両運用台数を教えてください。	各地区、車両数は1台です。 「業務説明資料【別紙】対象地区一覧表」参照。
9	何らかの記録媒体を利用した（ICカードなど）集計の場合、利用者の100%が証を利用することを義務付けもしくは割引のような特典付与する施策をお考えでしょうか。	義務付けは考えていません。 また、割引や特典を付与する提案は可としますが、実施の可否は委託者との協議により決定します。割引等に係る経費は提案の中に含めてください。
10	敬老パスの想定される利用率をご示頂くことは可能でしょうか。	令和7年10月からの運用であり、各地区の利用率の想定は行っていませんが、本市全体の敬老パス交付率（対象者に対する交付者の割合）は51.04%（令和7年3月末時点）です。
11	実施すべき周知啓蒙策は、横浜市が行う前提なのか、予算内で受託者が実施するのかどちらの想定でしょうか。受託者が行う場合、周知に係る費用も提案の中に含まれるでしょうか。また、横浜市や事業者の協力・サポートを頂けるものと考えて良いでしょうか。	予算内で受託者が実施することを想定しており、周知に係る費用も提案の中に含めてください。 なお、本市、運行事業者、地域の活動団体（地域公共交通の取組主体）も協力して周知啓発を行います。

12	<p>IC カードを使用しての実績取得の場合、証等の販売又は配布、属性登録の業務などを例えば区役所窓口や運行事業者窓口にて実施するということは可能でしょうか。</p>	<p>証の販売・配布業務も本業務の中に含まれます。必要な経費は提案の中に含めてください 必ずしも、証の販売・配布のために受託者が窓口を設けたり、車内に常駐しなければならないわけではなく、運行事業者や地域の活動団体（地域公共交通の取組主体）に協力を依頼するという提案も可です。（実施にあたっては受託者が主体となり、本市と協力して各地区の個別調整が必要になります。） 区役所への窓口設置は想定していません。</p>
13	<p>対象地域交通の利用者の 50%とはどういう計算方法になりますでしょうか（利用者の総数は提供いただけるのか）。また、地区ごとに 50%以上を満たす必要がありますでしょうか。</p>	<p>利用者の総量データ（実績値）及び本委託とは別で実施される利用状況アンケートの結果などから推計される各地区の全ユニークユーザー数に対して 50%を想定しています。 過去に実施したデータ取得の実証実験では、推計された全ユニークユーザー数に対して、約 50%の利用者個人データが取得できたことから、本委託でも 50%の利用者個人データの取得を基準としています。 しかし、本委託期間中に実証運行が開始される地区においては、利用者の総量データやアンケートにより、ユニークユーザー数を推計することが難しいため、50%は目安とします。 現在運行中の地区であれば、契約後、実績値の提供は可能です。</p>
14	<p>敬老パスの利用者が新たな証を利用する場合、敬老パスと別の証を 2 回タッチする必要があると想定されますが、敬老パスを活用した提案をすることは可能でしょうか。</p>	<p>提案は可能ですが、実現可能性については、審査の対象となります。 また、敬老パス制度の運用に支障が生じないことが担保される必要があります。 なお、敬老パス活用の可否については、契約後、敬老パスの所管局（健康福祉局）及びシステムの運用を担う事業者等関係者との協議により決定されます。</p>
15	<p>業務説明資料 5-(4)に基礎データの貸与が可能とありますが、提案時基礎データを活用させていただきたいと考えております。可能であれば基礎データをもとに利用者数の算出を行いたいと考えておりますが提供いただくことは可能でしょうか。また、基礎データはどのタイミングで貸与いただけますでしょうか。</p>	<p>詳細なデータは、契約締結後（8月上旬）の提供となります。 なお地区の概要等は、業務説明資料【別紙】対象地区一覧を参照ください。</p>

16	<p>利用者の特定及びに証の配布業務も本業務の中に含まれるでしょうか。</p>	<p>利用者の特定(属性を含むユニークユーザーの把握)及び証の配布業務も本業務の中に含まれます。必要な経費は提案の中に含めてください。</p> <p>必ずしも、証の配布のために受託者が窓口を設けたり、車内に常駐しなければならないわけではなく、運行事業者や地域の活動団体(地域公共交通の取組主体)に協力を依頼するという提案も可です。(実施にあたっては受託者が主体となり、本市と協力して各地区の個別調整が必要になります。)</p>
17	<p>利用者行動データの取得の補足としてアンケート調査を検討していますが、利用者への事前説明会の場は設ける予定でしょうか。また、説明会会場などでアンケートを配布させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>これまで、アンケートを行う際は、地域活動団体(地域公共交通の取組主体)の定例会で説明し、運行対象地区への全戸配布か、車内への配架(または、配布)で対応しています。</p> <p>別途、利用者向け説明会が必要な場合は、本市の協力のもと、受託者が主体となって実施してください。</p>